

4 高校進学支援プログラム留意事項

1 支援対象者（子ども）との関係

- ①中学三年生又は義務教育終了後の若年者は、CWとの面接を恥ずかしい、面倒臭いと思うことが予想されるので、保護者への働きかけを中心として子どもとの面接は無理に行う必要はない。
- ②「説教」と思われるがちな話しかけ、対応をしないようする。
- ③高校進学先の決定については、本人と家族の希望を尊重する。
- ④公立高校のみ受験予定の者については、第一希望を不合格となった場合も想定して公立の二次募集、定時制進学のための応募を検討しておくよう助言する。
- ⑤夏休み以降、高校見学会、説明会への参加を勧める。
- ⑥受験の時期は寒い季節なので、体調管理に注意するよう伝える。
- ⑦受験の時期は子どもが神経質になっていることが考えられるので、励ます場合、過度のプレッシャーにならないよう注意する。
- ⑧生活保護受給者は、公立高校しか進学できないと思っている子どもも多いことから、母子福祉資金等の貸付制度、就学扶助を利用すれば私立高校への進学も可能である旨伝える。

2 支援対象者（保護者）との関係

- ①子ども（対象者）の希望を直接聴取できないときは、プログラムの主旨を保護者から子どもへ伝えてもらう。
- ②母子福祉資金等の貸付制度の説明を行う場合、就学扶助との兼ね合い、利子の有無、貸付限度額、償還方法、償還額の収入からの経費としての控除（保護手帳2006年度版P263 局第7—4—(3)）を説明する。
- ③高校進学決定後の就学扶助については、入学準備金等支給の限度があり、自己負担が発生する可能性があることも説明する。
- ④生活保護受給者は、公立高校しか進学できないと思っている保護者も多いことから、母子福祉資金等の貸付制度、就学扶助を利用すれば私立高校への進学も可能である旨伝える。
- ⑤母子福祉資金等の保証人がいない場合でも対応方法があるため、母子自立支援員と協議する。
- ⑥進学・受験（公開模試、塾等）のために加算、手当て等計画的に蓄えるよう助言する。

⑦就学扶助支給のために受験料、入学金、教材費等の領収書を保管しておくよう伝える。

3 関係機関との関係

- ①通学状況、進路について不明な点がある場合、保護者の了解を得て中学校へ確認する。
- ②母子福祉資金等の貸付制度、就学扶助についての情報提供は、区立中学校進路指導担当者に文書により行っている。
- ③私立の場合の入学金、授業料の納入期限に注意する。特に母子福祉資金を借りる場合は、窓口貸付の必要があるかどうかを確認し、必要であれば福祉部管理課福祉資金係に窓口貸付の相談をするよう助言する。

4 その他の留意事項

※平成18年3月2日 厚生労働省社会・援護局保護課保護係長、基準係長
事務連絡 平成17年度生活保護基準改正案に関する質疑照会への回答についてより抜粋

問18 進学先の選択については、被保護者本人の自由意志とするのか、実施機関による指導対象とするのか。

(回答)

- 1 被保護者が進学先を公立高校にするか、私立高校にするか等といった選択については、基本的には被保護者本人の意志を尊重することとされたい。
- 2 なお、高校就学費用の給付については、一般低所得者世帯との均衡を考慮して、公立高校における所要額を目安として必要最低限の基準額としているが、これは、給付水準を考慮したためであって、被保護者の私立高校への進学を妨げるものではないことを念のため申し添える。

5 高校進学支援プログラム課題改善項目

1 到達点

(1) 支援対象者の課題改善（到達）項目

- ①高校進学の必要性についての情報を得た。
- ②貸付制度の情報を得た。
- ③就学扶助の情報を得た。
- ④進路を検討する上で、選択の幅が広がった。
- ⑤保護者が子どもの進学を積極的に考えるようになった。
- ⑥子どもが進学を積極的に考えるようになった。
- ⑦子どもが納得の行くまで進路を検討し、選択することができた。
- ⑧必要な時期に必要な資金調達ができた。
- ⑨保護者が子どもの将来に希望を持つきっかけになった。
- ⑩子どもが自分の将来に希望を持つきっかけになった。
- ⑪子どもが学校生活に積極的になった。
- ⑫高校等に進学が決まった。

(2) CWによる援助の点検

- ①高校進学について子どもの考えを聴取した。
- ②高校進学について保護者の考えを聴取した。
- ③高校進学の必要性について説明をした。
- ④私立高校への進学も可能であることを説明した。
- ⑤貸付制度の説明をした。
- ⑥就学扶助の説明をした。
- ⑦三者面談（学校・保護者・子ども）の内容を聴取した。
- ⑧保護者への動機付けを行った。
- ⑨親子関係等家庭状況を把握した。
- ⑩通学状況等学校との関りを把握した。
- ⑪関係機関（総合相談係母子自立支援員等）につなげた。
- ⑫制度を有効に利用できるよう助言した。

2 CWによる確認方法

- ①家庭訪問時保護者から確認する。
- ②家庭訪問時子どもから確認する。
- ③保護者との面接により確認する。

- ④子どもとの面接により確認する。
- ⑤保護者からの報告（電話等）による。
- ⑥学校等からの意見聴取や情報提供による。
- ⑦総合相談係母子自立支援員に確認する。

6 高校進学支援プログラム点検票

世帯番号		世帯主		対象者氏名	
支援開始日		住所			

*** CWの印象に基づいて記入してください。支援対象者への確認は不要です。**

1 課題改善状況

(ア) 進学（達成） (イ) 未進学

2 課題改善（到達）項目（改善した項目の到達段階に○印をつけてください。該当しない項目には、斜線を引いてください。）

(ア) 支援対象者の課題改善（到達）項目

項目	到達段階
①高校進学の必要性についての情報を得た。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②貸付制度の情報を得た。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③就学扶助の情報を得た。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④進路を検討する上で、選択の幅が広がった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤保護者が子どもの進学を積極的に考えようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑥子どもが進学を積極的に考えるようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑦子どもが納得の行くまで進路を検討し、選択することができた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑧必要な時期に必要な資金調達ができた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑨保護者が子どもの将来に希望を持つきっかけになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑩子どもが自分の将来に希望を持つきっかけになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑪子どもが学校生活に積極的になった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑫高校等に進学が決まった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

(イ) CWによる援助の点検

項目	到達段階
①高校進学について子どもの考えを聴取した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②高校進学について保護者の考えを聴取した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③高校進学の必要性について説明をした。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④私立高校への進学も可能であることを説明した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤貸付制度の説明をした。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑥就学扶助の説明をした。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑦三者面談（学校・保護者・子ども）の内容を聴取した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑧保護者への動機付けを行った。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑨親子関係等家庭状況を把握した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑩通学状況等学校との関りを把握した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑪関係機関（総合相談係母子自立支援員等）につなげた。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑫制度を有効に利用できるよう助言した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

3 その他の成果

4 備考

点検日【平成 年 月 日】

所長	保護係長	担当員	回送 自立支援 担当

不登校児支援プログラム

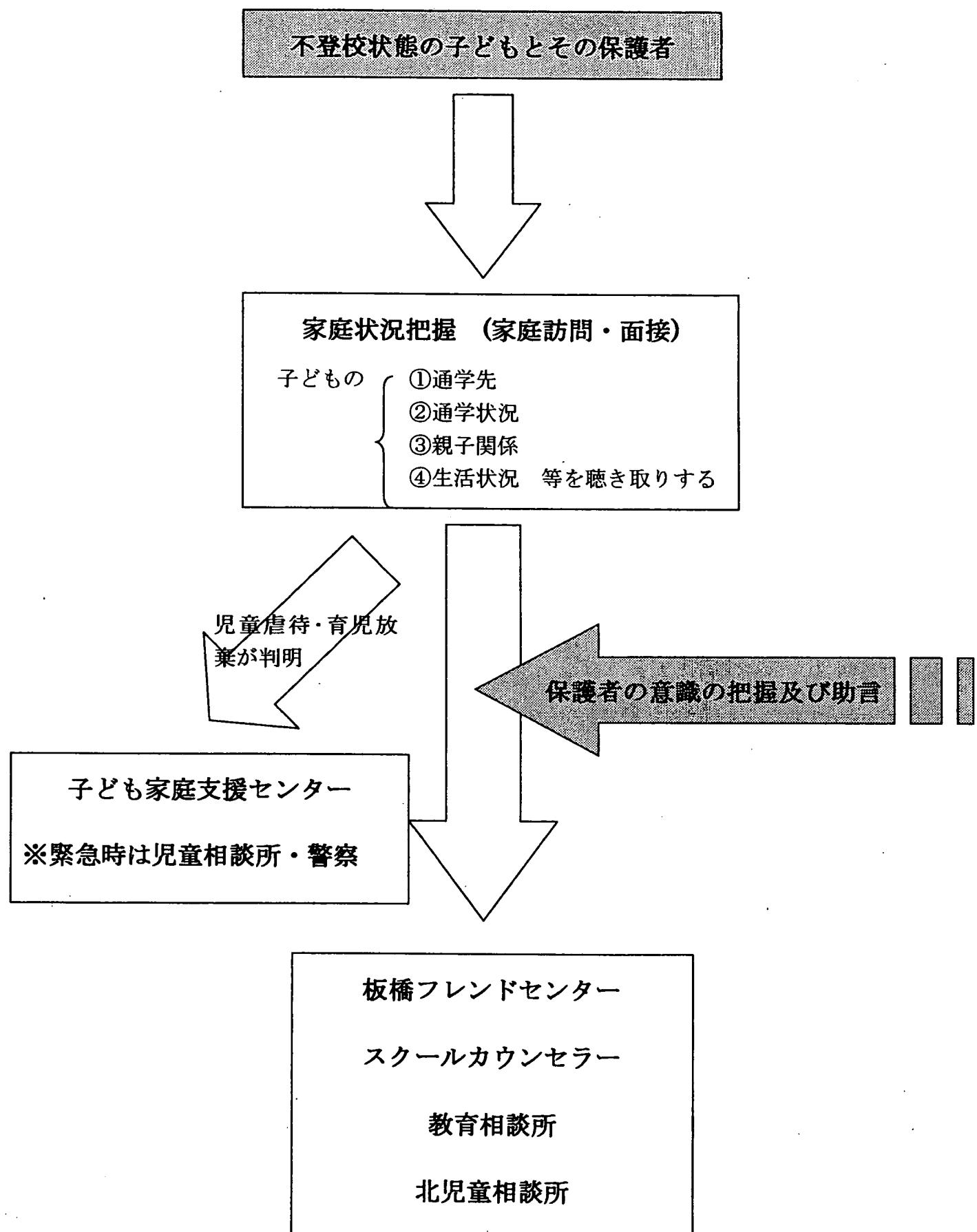
1 目的

不登校状態の子どもとその保護者（以下「支援対象者」という。）に対し、関係機関と連携した支援を行うことにより、子どもの不登校状態の解消及び社会的適応能力の向上、健全育成を図ることを目的とする。

2 概要

不登校児支援プログラム検討票（以下「検討票」という。）により、不登校児の家庭状況や子どもの状況を把握する。不登校児の保護者に関係機関を紹介し、関係機関と連携を図り、支援していく。

3 不登校児支援プログラムチャート表



4 不登校児支援プログラム留意事項

1 支援対象者（子ども）との関係

- ①子どもから「説教」と思われるがちな話しかけ、対応をしないようにする。
- ②子どもにはあいさつ程度の声かけは適宜行っていく。
「心配している」ことを伝えた方が良いが、無理に伝える必要はない。
- ③一回に長時間の面接を行うよりも、声かけ程度のあいさつを頻繁に行った方が受け入れられやすい。
- ④家庭訪問時にあいさつ等できた方が良いが、無理して子どもと会う必要はない。
- ⑤可能であれば子どもの気持ちを聞いてみる。

2 家族（保護者）との関係

- ①隣室で子どもが聞いていることを前提とし、その点に配慮しながら保護者との会話をを行う。
- ②保護者には「心配している」ことを伝え、「共に考えていく」姿勢を見せる。
- ③保護者の負担、気持ちを受けとめ、安心感を与えるよう努める。
- ④保護者の「しつけ」「対応」を責めない。
- ⑤保護者も不安に感じている場合も多いが、共に支援していくことを説明する。
- ⑥保護者の気持ちを受けとめて、子どもの不登校を責めない。

3 関係機関との関係

- ①関係機関によっては福祉事務所に不信感を持っている場合もあるため、最初に「子どもが心配なので連携したい」とはっきり述べる。
- ②関係機関と連携する際は、事前に保護者の承諾を得る。
- ③必要に応じて保護者とともに関係機関へ赴く。
- ④生活保護による支援だけでは不登校解消は困難であるため、保護者と関係機関をつなげることも重視する。
- ⑤保護者と関係機関との関係を保護者から定期的に電話等で報告してもらう。
- ⑥関係機関からも電話等で状況を確認する。
- ⑦関係機関の「方針」を状況に応じて確認する。
- ⑧関係機関と福祉事務所は立場が異なることから、支援方針の整理が必要なこともある。
- ⑨保護者と関係機関の関係が円滑でないようなときには調整を行う。

4 その他の留意事項

- ①不登校の理由としていじめ、学校の対応等様々な理由が考えられることから、登校させることだけが解決につながる問題ではないことに注意する。
- ②不登校に至った原因として家族関係の葛藤による場合があるので注意する。
- ③不登校の原因として精神疾患の場合もあるので注意する。
- ④子どもの養育状況に不安がある場合は、健康福祉センター保健師、子ども家庭支援センターへ連絡し、連携を図る。
- ⑤ひとり親家庭であれば「ひとり親家庭休養ホーム事業」を勧める等する。

※ひとり親家庭休養ホーム事業

ディズニーランド・としまえん等の遊園地、宿所施設等が廉価で利用できる
(窓口は総合相談係)。

5 不登校児支援プログラム課題改善項目

1 到達点

(1) 支援対象者の課題改善（到達）項目

- ①保護者が子どもに対する思いを話すようになった。
- ②子どもがあいさつ等声かけに応じるようになった。
- ③子どもが会話できるようになった。
- ④子どもが保護者以外に不安・悩み等を打ち明けるようになった。
- ⑤子どもが関係機関へつながった。
- ⑥保護者が関係機関へつながった。
- ⑦子どもの起床時間等生活リズムが安定した。
- ⑧子どもの表情が明るくなった。
- ⑨保護者の表情が明るくなった。
- ⑩子どもが友達と遊ぶようになった。
- ⑪不登校が解消された。

(2) CWによる援助の点検

- ①保護者より子どもの実態・意識を聴取した。
- ②親子関係等家庭状況を把握した。
- ③子どもに対するあいさつ等声かけを行った。
- ④子どもと面接し、現在の心境を聴取した。
- ⑤子どもと面接し、子ども自身の希望を聴取した。
- ⑥通学先へ連絡し、子どもの状況を聴取した。
- ⑦通学先へ連絡し、子どもの支援方針を聴取した。
- ⑧保護者へ関係機関を紹介し、相談した。
- ⑨関係機関との連携した支援を行った。

2 CWによる確認方法

- ①家庭訪問時保護者から確認する。
- ②家庭訪問時子どもから確認する。
- ③保護者との面接により確認する。
- ④子どもとの面接により確認する。
- ⑤関係機関からの意見聴取や情報提供による。

6 不登校児支援プログラム点検票

世帯番号		世帯主		対象者氏名	
支援開始日		住所			

***CWの印象に基づいて記入してください。支援対象者への確認は不要です。**

1 課題改善状況

(ア) 改善 (イ) 支援継続中

2 課題改善（到達）項目（改善した項目の到達段階に○印をつけてください。該当しない項目には、斜線を引いてください。）

(ア) 支援対象者の課題改善（到達）項目

項目	到達段階
①保護者が子どもに対する思いを話すようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②子どもがあいさつ等声かけに応じるようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③子どもが会話できるようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④子どもが保護者以外に不安・悩み等を打ち明けるようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤子どもが関係機関へつながった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑥保護者が関係機関へつながった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑦子どもの起床時間等生活リズムが安定した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑧子どもの表情が明るくなった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑨保護者の表情が明るくなった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑩子どもが友達と遊ぶようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑪不登校が解消された。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

(イ) CWによる援助の点検

項目	到達段階
①保護者より子どもの実態・意識を聴取した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②親子関係等家庭状況を把握した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③子どもに対するあいさつ等声かけを行った。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④子どもと面接し、現在の心境を聴取した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤子どもと面接し、子ども自身の希望を聴取した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑥通学先へ連絡し、子どもの状況を聴取した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑦通学先へ連絡し、子どもの支援方針を聴取した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑧保護者へ関係機関を紹介し、相談した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑨関係機関との連携した支援を行った。	できた・ある程度できた・少しできた・できない

3 その他の成果

4 備考

点検日[平成 年 月 日]

所長	保護係長	担当員

回送

自立支援担当

ひきこもり改善支援プログラム

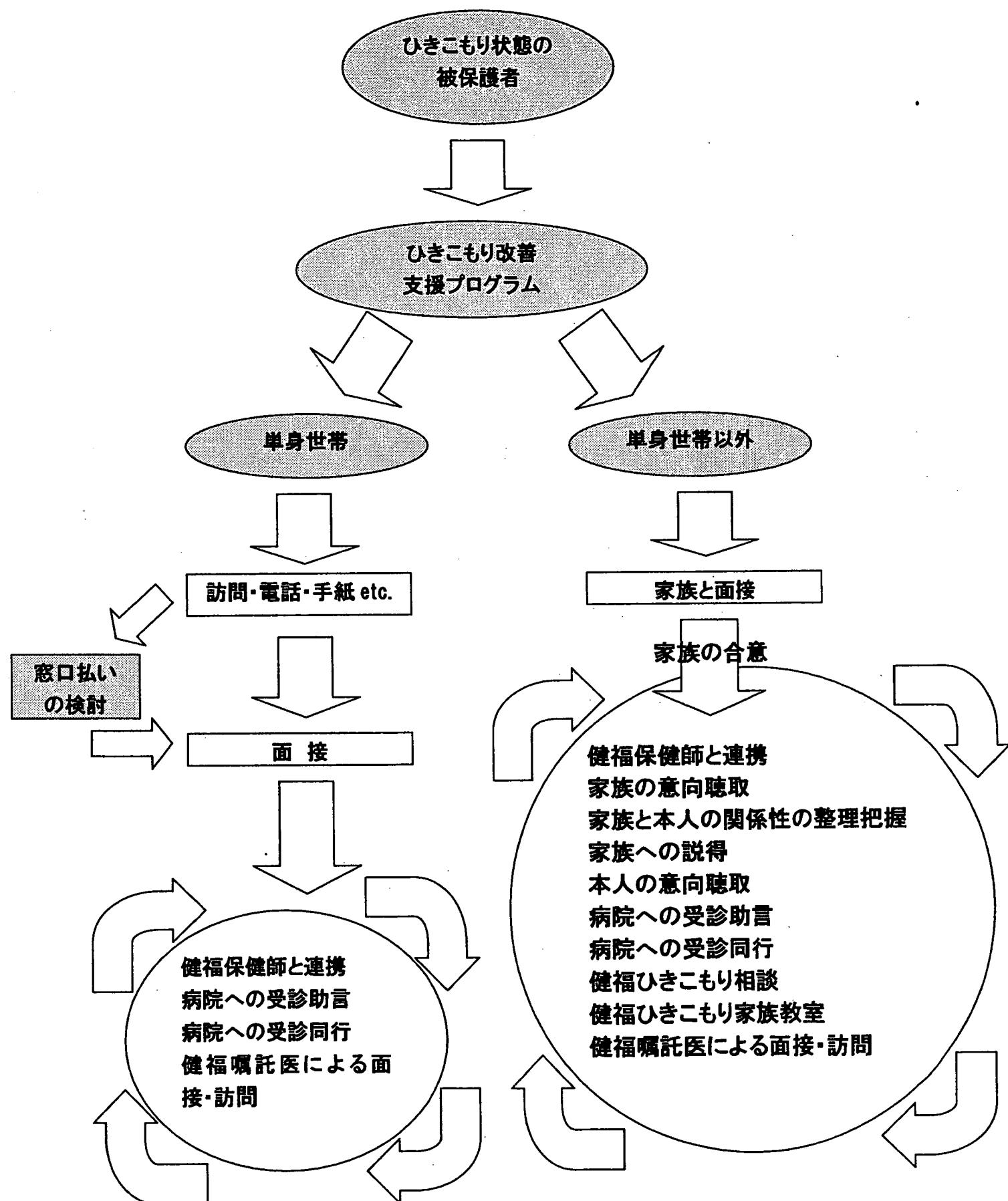
1 目的

ひきこもり状態の被保護者（以下「支援対象者」という。）が適切な治療又は社会的適応能力を回復、維持できるよう関係機関と連携を図り、支援していくことにより、支援対象者の社会生活自立を促すこととする。

2 概要

ひきこもり改善支援プログラム検討票（以下「検討票」という。）により、支援対象者の生活状況等問題把握を行い、支援方法を明確にした上で関係機関と連携を図り、組織的に支援していく。

3 ひきこもり改善支援プログラムチャート表



4 ひきこもり改善支援プログラム留意事項

1 支援対象者との関係

- ①CWが「心配している」ことを伝え、「説教」「指導」「指示」といった口調での話しかけは避ける。
- ②支援対象者には、あいさつ程度の声かけは適宜行っていく。
「心配している」ことを伝えた方が良いが、無理に伝える必要はない。
- ③一回に長時間の面接を行うよりも、声かけ程度のあいさつを頻繁に行つた方が受け入れられやすい。
- ④家庭訪問時にあいさつ等できた方が良いが、無理して支援対象者と会う必要はない。
- ⑤CWの立場の話をするよりも支援対象者の訴え、話を聞くことに努める。
- ⑥面接時は相手を萎縮させないよう支援対象者の口調、ペースに合わせて話しをする。
- ⑦精神面での変調が感じられる場合、直接指摘せず、健康福祉センター保健師へつなげていく。
- ⑧結果をすぐに求めない。

2 家族との関係

- ①隣室で本人が聞いている事を前提とし、その点に配慮しながら家族との会話をを行う。
- ②家族には「心配している」ことを伝え、「共に考えていく」姿勢を見せる。
- ③家族の負担、気持ちを受けとめ、安心感を与えるよう努める。
- ④家族の「しつけ」「対応」を責めない。
- ⑤家族も不安に感じている場合も多いが、共に支援していくことを説明する。
- ⑥家族の気持ちを受けとめても、支援対象者の批判は行わない。

3 関係機関との関係

- ①関係機関と連携する際は、事前に家族又は支援対象者本人に説明をする。
- ②必要に応じて家族、本人とともに関係機関へ赴く。
- ③生活保護による支援だけではひきこもり解消は困難であるため、保護者と関係機関をつなげることも重視する。
- ④関係機関との関係・状況を家族、本人から定期的に電話等で報告してもらう。
- ⑤関係機関からも電話等で状況を聞く。

- ⑥関係機関の「方針」を状況に応じて確認する。
- ⑦関係機関と家族の関係が円滑でないような時には調整を行う。
- ⑧関係機関と福祉事務所は立場が異なることから、支援方針の整理が必要なこともある。

4 その他の留意事項

- ①ひきこもりに至った原因として家族関係の葛藤による場合があるので注意する。
- ②ひきこもりの原因として精神疾患の場合もあるので注意する。

5 ひきこもり改善支援プログラム課題改善項目

1 到達点

(1) 支援対象者の課題改善（到達）項目

- ①あいさつ等声かけに応じるようになった。
- ②会話ができるようになった。
- ③居室での面接ができるようになった。
- ④家族が支援対象者についての思いを話すようになった。
- ⑤外出するようになった。
- ⑥支援対象者が来所するようになった。
- ⑦支援対象者が生活相談するようになった。
- ⑧支援対象者が健康福祉センター等関係機関へつながった。
- ⑨家族が健康福祉センター等関係機関へつながった。
- ⑩支援対象者が医療機関へつながった。
- ⑪家族が医療機関へつながった。
- ⑫支援対象者の表情が明るくなった。
- ⑬家族の表情が明るくなった。
- ⑭起床時間等生活リズムが安定した。
- ⑮ひきこもりが改善された。

(2) CWによる援助の点検

- ①あいさつ等声かけをした。
- ②家族より支援対象者の実態・意識を聴取した。
- ③親子関係等家庭状況を把握した。
- ④訪問、来所面接により家族との面接を行った。
- ⑤訪問、電話を重ね支援対象者との面接、声かけを行った。
- ⑥世帯状況を健康福祉センター保健師へ連絡し、連携依頼した。
- ⑦健康福祉センター保健師との同行訪問を行った。
- ⑧支援対象者・家族に医療機関への相談を助言した。
- ⑨支援対象者・家族に関係機関への相談を助言した。
- ⑩医療機関又は関係機関への相談に同行した。

2 CWによる確認方法

- ①家庭訪問時保護者から確認する。
- ②家庭訪問時支援対象者から確認する。

- ③保護者との面接により確認する。
- ④支援対象者との面接により確認する。
- ⑤健康福祉センター保健師より報告してもらう。
- ⑥医療機関・関係機関からの意見聴取や情報提供による。

6 ひきこもり改善支援プログラム点検票

世帯番号		世帯主		対象者氏名	
支援開始日		住所			

※CWの印象に基づいて記入してください。支援対象者への確認は不要です。

1 課題改善状況

(ア) 改善 (イ) 支援継続中

2 課題改善（到達）項目（改善した項目の到達段階に○印をつけてください。該当しない項目には、斜線を引いてください。）

(ア) 支援対象者の課題改善（到達）項目

項目	到達段階
①あいさつ等声かけに応じるようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
②会話ができるようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
③居室での面接ができるようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
④家族が支援対象者についての思いを話すようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑤外出するようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑥支援対象者が来所するようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑦支援対象者が生活相談するようになった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑧支援対象者が健康福祉センター等関係機関へつながった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑨家族が健康福祉センター等関係機関へつながった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑩支援対象者が医療機関へつながった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑪家族が医療機関へつながった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑫支援対象者の表情が明るくなった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑬家族の表情が明るくなった。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑭起床時間等生活リズムが安定した。	できた・ある程度できた・少しできた・できない
⑮ひきこもりが改善された。	できた・ある程度できた・少しできた・できない